

滋賀県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱（令和2年2月26日付け府政経運第44号内閣府事務次官通知。）、地域就職氷河期世代支援加速化交付金実施要綱（令和2年2月26日付け府政経運第43号内閣府事務次官通知。）に基づき、市町が実施する事業に対して予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 知事は、市町が地域の実情に応じて、先進的・積極的に行う就職氷河期世代への取組を支援することにより、市町が地域における就職氷河期世代への取組を加速させることを目的とする。

(補助対象事業および補助率)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、市町が取り組む就職氷河期世代支援事業のうち国の地域就職氷河期世代支援加速化交付金による交付決定事業とし、市町が事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費および補助率は別表のとおりとする。

(交付申請書および添付書類)

第4条 市町は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める日までに、知事に対し、交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方

消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除額」という）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第 5 条 第 4 条第 1 項に規定する補助金の交付決定は、交付申請があった日から 30 日以内に審査し、内容が適正であると認め、これを承認したときは、市町に対して交付決定の通知を行うものとする。

（交付申請の取下げ）

第 6 条 市町は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（申請の変更の承認）

第 7 条 市町は、交付決定を受けた後において、事業の内容を変更しようとする場合（補助対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であると認める場合を除く。）、あらかじめ変更交付申請書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に基づく変更交付申請書を受理したときは、14 日以内に、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を市町に通知するものとする。

3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

（変更申請の取下げ）

第 8 条 市町は、変更交付決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金変更交付の申請を取り下げようとするときは、変更交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知

事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 市町は、補助対象事業の遂行および支出状況について知事の要求があったときは、速やかに遂行状況報告書（様式第3号）を作成し、知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の遂行等の命令)

第10条 県は、補助対象事業が交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、市町にその遂行を命ずることができる。

2 県は、市町が前項の命令に違反したときは、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第11条 市町は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日または、翌年度の4月5日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした市町は、第1項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした市町は、第1項の報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助金事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに知事に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、事業実績報告書の提出があったときは、30日以内にその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助対象事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、市町に通知するものとする。

- 2 知事は、市町に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつこの期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（概算払等）

第13条 市町は、規則第15条に規定する概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払交付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事は、次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部もしくは一部を取り消しまたは変更することができる。

- (1) 市町が法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 市町が、補助対象事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
- (3) 市町が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項(1)から(3)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還および前項の加算金の納付については、第12条第3項の規定を準用する。

- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部もしくは一部を免除することができるものとする。
- 6 この条の規定は、補助金事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(財産の管理等)

- 第15条 市町は、補助対象事業（補助対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格または効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄しようとするときは、あらかじめ知事に承認を受けなければならない。（内閣総理大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
 - 3 補助対象事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第16条 市町は、第4条の規定による交付の申請、第6条の規定による申請の取下げ、第7条の規定による変更交付の申請、第8条の規定による変更申請の取下げ、第9条の規定による状況報告、第11条第1項の規定による実績報告、同条第2項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第13条の規定による概算払請求および第15条の規定による財産の処分の承認申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(関係書類の整備・保存)

- 第17条 市町は、補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿および証拠書類を事業完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第 18 条 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、その都度別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>滋賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの事業実施計画に位置づける事業のうち、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証</p> <p>(2) 就職氷河期世代に特化した相談支援</p> <p>(3) 多様な働き方、社会参加の場の創出</p> <p>(4) 地域の創意工夫を活かした就職説明会の開催</p> <p>(5) 社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減</p> <p>(6) 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、地方公共団体等が先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組むための事業等</p>	<p>対象経費は以下のとおり。</p> <p>(1) 事業構想・計画立案経費</p> <p>(2) 調査・研究経費</p> <p>(3) 評価・検証経費</p> <p>(4) 広報・PR経費、プロモーション経費</p> <p>(5) 外部人材招へい経費、その他人材確保等関係経費</p> <p>(6) 既存施設改修等の事業拠点整備経費</p> <p>(7) 事業設備・備品経費</p> <p>(8) その他経費</p> <p>ただし、以下の経費は対象外とする。</p> <p>(1) 公務員（会計年度任用職員除く。以下同じ。）の人件費</p> <p>※公務員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において委託費の中に事業実施のための人件費相当分が含まれていても、それをもって対象外とはしない。</p> <p>(2) 公務員の旅費</p> <p>(3) 特定の個人や個別企業に対する給付およびそれに類するもの（事業として公益性、政策効果を確保しているものとして一定の要件を満たしているものを除く。）</p>	<p>3 / 4</p>

(様式第1号)

番 年 月 日 号

(宛先)
滋賀県知事

所在地
市町名
代表者名

(発行所属) 所属名
(発行責任者) 職氏名
(発行担当者) 職氏名
連絡先
電話番号

滋賀県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金の交付申請について

標記のことについて、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同交付要綱第14条の規定に該当する事実が判明したときは、同条の規定により助成金の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 事業の目的および内容
別紙 地域就職氷河期世代支援加速化交付金計画のとおり

2 補助金交付申請額

千円

3 交付対象事業の開始(予定)日

年 月 日

4 交付対象事業の完了予定日

年 月 日

注) 地域就職氷河期世代加速化交付金の交付金計画を添付すること。

(様式第2号)

番 年 月 日 号

(宛先)
滋賀県知事

所在地
市町名
代表者名

(発行所属) 所属名
(発行責任者) 職氏名
(発行担当者) 職氏名
連絡先
電話番号

滋賀県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金の変更交付申請について

年 月 日付 第 号により交付決定通知のあった標記補助金について下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金額	金	千円
変更後交付申請額	金	千円
(うち、交付金追加交付申請額	金	千円)

2 変更を受けようとする理由

3 交付対象事業の開始(予定)日

年 月 日

4 交付対象事業の完了予定日

年 月 日

注) 変更後の地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付金計画を添付すること。

(様式第3号)

番
年 月 日
号

(宛先)
滋賀県知事

所在地
市町名
代表者名

(発行所属) 所属名
(発行責任者) 職氏名
(発行担当者) 職氏名
連絡先
電話番号

滋賀県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付 第 号をもって報告を求められた標記補助金について、年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

注) 別紙様式 I を添付すること。

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

所在地
市町名
代表者名

(発行所属) 所属名
(発行責任者) 職氏名
(発行担当者) 職氏名
連絡先
電話番号

滋賀県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金の事業実績報告について

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた標記補助金の事業実績について、
下記関係書類を添えて報告します。

注) 別紙様式Ⅱを添付すること。

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考資料となる資料を添付すること。

(様式第 5 号)

番 年 月 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

所在地
市町名
代表者名

(発行所属) 所属名
(発行責任者) 職氏名
(発行担当者) 職氏名
連絡先
電話番号

滋賀県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金の消費税等仕入
控除税額報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、滋賀
県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金交付要綱第 11 条第 4 項の規定によ
り報告する。

記

1 補助金の額の確定額

(年 月 日付 第 号による額の確定通知額)

金 円

2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額

金 円

3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額 (3 の金額から 2 の金額を減じて得た額)

金 円

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

滋賀県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金概算払交付請求書

金 円

年 月 日付 第 号をもって交付決定された標記補助金について、上記のとおり交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 15 条第 2 項の規定により請求いたします。

(宛先)
滋賀県知事

所在地
市町名
代表者名

(発行所属) 所属名
(発行責任者) 職氏名
(発行担当者) 職氏名
連絡先
電話番号

口座名義	
フリガナ	
銀行名	
支店名	
口座番号	

※ (別紙様式Ⅲ) 滋賀県地域就職氷河期支援加速化事業補助金概算払請求書内訳を添付すること。

(別紙様式 I)

滋賀県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金遂行状況報告

年 月 日現在

市町名	
-----	--

(単位：円)

No	補助対象事業の名称	遂行状況			備考
		補助対象事業に要する費用 (A)	支出済額 (B)	差引 (A) - (B)	
1					
2					
3					
	合計				

注) 「補助対象事業の名称」欄および「補助対象事業に要する費用」欄には、それぞれ地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付金計画から「交付対象事業の名称」および「申請額」を転記すること。

(別紙様式Ⅱ)

滋賀県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金実績報告

市町名	
-----	--

交付決定額	既交付額	精算払請求額	不用額

(単位：円)

No	補助対象事業の名称	総事業費 (A)	交付決定額 (B)	交付金 充当経費 (C)	不用額 (B) - (C)	事業開始年月日	事業完了年月日	備考
1								
2								
3								
合計								

- 注) 1. 滋賀県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金にて採択された事業の全てについて記載すること。
2. 「交付対象事業の名称」欄、には、それぞれ地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付金計画から「交付対象事業の名称」、を転記すること。
3. 「交付金充当経費」の合計欄の額は、「交付決定額」以内とすること。
4. 消費税等仕入控除税額が明らかになり、交付金事業の交付金額から減額している場合は、備考欄にその旨および金額を記載すること。

(別紙様式Ⅲ)

滋賀県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金概算払請求内訳

市町名	
-----	--

(単位：円)

No	補助対象事業の 名称	交付決定額 (A)	既交付額 (B)	概算払請求額 (C)	残 額 (A) - (B) - (C)	事業開始年月日	事業完了 (予定) 年月日
1		/			/		
2							
3							
合 計							/

注) 1. 滋賀県地域就職氷河期世代支援加速化事業補助金にて採択された事業の全てについて記載すること。

2. 「既交付額」欄について、概算払いを行った後、戻入を行った場合には、その額を差引すること。